

docomo business ANCAR サービス利用規約 別冊(Rec) 現改比較表 2026 年9月 30 日現在

～2026年9月29日

2026年9月30日～

第1条～第4条 (略)

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第5条 共通編 料金表通則3(料金の計算方法等)の定めにかかわらず、次に掲げる期間について契約者は別紙に規定する料金の支払いを要します。

- (1) 通話録音蓄積料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の前日までの期間
- (2) テキスト化料 及び 要約料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間

2 前項の期間において、docomo business ANCAR Rec サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

第1条～第4条 (略)

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第5条 docomo business ANCAR Rec サービスの料金については、本条及び別紙に定めるところによります。

- (1) 通話録音蓄積料については、共通編 料金表通則3(料金の計算方法等)の定めにかかわらず、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の前日までの期間 について支払いを要します。
- (2) テキスト化料、要約料、アーカイブ蓄積料及び CRM・SFA 連携料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービス 又は docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を開始した日 を含む料金月から起算して、docomo business ANCAR Rec サービス又は docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間について支払いを要します。

2 (略)

<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="94 236 607 292">区 別</th><th data-bbox="607 236 1115 292">支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 292 607 885">docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。</td><td data-bbox="607 292 1115 885">そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料、テキスト化料及び要約料(docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)</td></tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要しない料金	docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する 通話録音蓄積料、テキスト化料及び要約料 (docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 236 1655 292">区 別</th><th data-bbox="1655 236 2188 292">支払いを要しない料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 292 1655 885">docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。</td><td data-bbox="1655 292 2188 885">そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するdocomo business ANCAR Recサービスに係る料金(docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)</td></tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要しない料金	docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する docomo business ANCAR Recサービスに係る料金 (docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)
区 別	支払いを要しない料金								
docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する 通話録音蓄積料、テキスト化料及び要約料 (docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)								
区 別	支払いを要しない料金								
docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する docomo business ANCAR Recサービスに係る料金 (docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)								
3 (略)	3 (略)								
第 4 章 損害賠償等 (責任の制限) 第 6 条 共通編第 28 条(責任の制限)第2項の定めにかかわらず、当社は docomo business ANCAR Rec サービスが全く利用できない状態(その docomo business ANCAR Rec サービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料、テキスト化料及び要約料(docomo business ANCAR Rec サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Rec サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。	第 4 章 損害賠償等 (責任の制限) 第 6 条 共通編第 28 条(責任の制限)第2項の定めにかかわらず、当社は docomo business ANCAR Rec サービスが全く利用できない状態(その docomo business ANCAR Rec サービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する docomo business ANCAR Rec サービスに係る料金(docomo business ANCAR Rec サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Rec サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。								

第5章 データの取り扱い

(契約者の取得する個人情報等の取扱い)

第7条 契約者は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたっては、その利用形態に応じ、契約者の費用と責任において、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）その他の法令、ガイドライン等を遵守し、発信者・着信者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当と認められる措置を講じるものとします。

2 契約者は、前項に定めるほか、docomo business ANCAR Rec サービスを通じて取得した個人情報、位置情報その他発信者・着信者に関する情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守するほか、発信者・着信者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当な措置を講じるものとします。

3 前2項の規定に違反し、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたって発信者及び着信者その他第三者のプライバシーその他の権利若しくは利益が侵害されている、又は侵害されるおそれがあると当社が判断したときは、docomo business ANCAR Rec サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

別紙 1 docomo business ANCAR Rec サービスの提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
docomo business ANCAR Rec サービス	通話録音データを格納し保存することを可能とするクラウドストレージ機能及び付加機能を提供するもの。

2 各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Rec サービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
(略)	(略)
docomo business ANCAR Recポータル アクセス回線	(略)

別紙 1 docomo business ANCAR Rec サービス及び [Professional Support Services](#) の提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
docomo business ANCAR Recサービス	通話録音データを格納し保存することを可能とするクラウドストレージ機能及び付加機能を提供するもの。
Professional Support Services	CRM・SFA連携機能の初期設定を契約者に代わり当社が行うもの。

2 各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Rec サービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
(略)	(略)
docomo business ANCAR Recポータル アクセス回線	(略)
連携先外部システム	Salesforce及びdocomo business ANCAR Insightサービス。Salesforce及びdocomo business ANCAR Recサービスとの連携に必要な設定は当社の定める方法により契約者が行います。
CRM・SFA連携	docomo business ANCAR Recサービスで取得・作成した要約データをSalesforceへ引き渡すもの

(B) 提供条件

・docomo business ANCAR Rec サービスの利用には別途当社の IP 通信網サービス契約約款別冊(シェアード IPPBX サービス)に定める IPVoice 通話録音機能の契約が必要です。この場合において、当社の IP 通信網サービス契約約款別冊(シェアード IPPBX サービス)に定める IPVoice 通話録音機能の提供が開始されていない場合においても、docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始するものとします。

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Rec ポータルを提供します。

・契約者は、docomo business ANCAR Rec ポータル アクセス回線を用意する必要があります。

(C) (略)

(D) (略)

(E) 責任の制限

・当社の IP 通信網サービス契約約款に定める第6種シェアード IP-PBX サービスから通話録音データを受信できない場合は、当社は docomo business ANCAR Rec サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(B) 提供条件

・docomo business ANCAR Rec サービスの利用には別途当社の IP 通信網サービス契約約款別冊(シェアード IPPBX サービス)に定める IPVoice 通話録音機能の契約が必要です。この場合において、当社の IP 通信網サービス契約約款別冊(シェアード IPPBX サービス)に定める IPVoice 通話録音機能の提供が開始されていない場合においても、docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始するものとします。

・契約者は、CRM・SFA 連携機能を利用する場合、当該 CRM・SFA の利用契約、認証情報、接続先 URL、権限設定その他連携に必要な情報及び設定を、自己の責任と費用において準備し、管理するものとします。CRM・SFA 連携機能のうち Salesforce 連携については、契約者が当社の指定する方法により連携設定を行った場合、当社の指定する条件に従い、要約データを Salesforce に連携することができます。

・契約者は、ANCAR Insight 連携機能を利用する場合、別冊(Insight)に定める docomo business ANCAR Insight サービスの契約が必要です。ANCAR Insight 連携機能は、docomo business ANCAR Rec サービス及び docomo business ANCAR Insight サービスの契約名義に係るお客様を識別する番号その他当社が指定する情報が一致している場合に限り、利用することができます。なお、ANCAR Insight 連携機能の利用料金は発生しませんが、docomo business ANCAR Insight サービスに係る料金は別冊(Insight)の定めによるものとします。

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Rec ポータルを提供します。

・契約者は、docomo business ANCAR Rec ポータル アクセス回線を用意する必要があります。

(C) (略)

(D) (略)

(E) 責任の制限

・当社の IP 通信網サービス契約約款に定める第6種シェアード IP-PBX サービスから通話録音データを受信できない場合は、当社は docomo business ANCAR Rec サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(F) (略) B 料金算定方法 (A) 適用 ・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間及び要約の対象となる通話録音時間を当社の機器により測定します。 ・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音時間に基づき、利用料金を算出するものとします。 ・docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における過去2か月の1日平均の通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間及び要約の対象となる通話録音時間に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。	・連携先外部システムの仕様、設定、障害、停止、認証情報の誤り、権限不足その他当社の責めによらない事由により、連携機能を正常に提供できないことがあります。 ・当社は、連携先外部システムに登録、保存又は表示されたデータの完全性、正確性、有用性、反映時期その他連携先システム上の処理結果について保証しません。 ・アーカイブ機能によりアーカイブされた通話録音データの復元には一定の時間を要することがあり、当該通話録音データが直ちに再生又は閲覧できることを保証しません。 (F) (略) B 料金算定方法 (A) 適用 ・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間、要約の対象となる通話録音時間、アーカイブ機能によりアーカイブされている通話録音データの通話録音時間及び CRM・SFA 連携機能の利用状況を当社の機器により測定します。 ・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音時間に基づき、利用料金を算出するものとします。 ・契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における過去2か月の1日平均の通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間及び要約の対象となる通話録音時間に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。
---	---

(B) 料金額

docomo business ANCAR Rec サービスの利用料金は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 付加機能

(月額)

区分	単金
(略)	(略)
要約料	(略)

<備考>

- ・テキスト化料は、テキスト化された通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・要約料は、要約された通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・テキスト化料及び要約料は、2時間(7,200秒)ごとに算出し、端数は切り上げます。

- ・付加機能の月額料金は日割計算を行いません。

(B) 料金額

docomo business ANCAR Rec サービスの利用料金は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 付加機能

(月額)

区分	単金
(略)	(略)
要約料	(略)
<u>アーカイブ蓄積料</u>	<u>600円(税込660円)／アーカイブ機能によりアーカイブされている通話録音データの通話時間200時間までごと</u>
<u>CRM・SFA連携料</u>	<u>20,000円(税込22,000円)／契約</u>

<備考>

- ・テキスト化料は、テキスト化された通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・要約料は、要約された通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・テキスト化料及び要約料は、2時間(7,200秒)ごとに算出し、端数は切り上げます。
- ・アーカイブ蓄積料は、200時間ごとに算出し、端数は切り上げます。
- ・CRM・SFA連携料は、Salesforce連携機能が有効化されている日が含まれる月が請求対象となります。
- ・アーカイブ蓄積料の月額料金は日割計算を行います。
- ・テキスト化料、要約料、CRM・SFA蓄積料の月額料金は日割計算を行いません。

(1) Professional Support Services

A 提供条件

- ・当社は、契約者からの申込みにより、Professional Support services（以下「PSS」といいます。）を提供します
- ・PSS の料金は B（PSS の料金及び内容）に掲げるとおりとします。
- ・PSS の利用には、docomo business ANCAR Rec サービスの契約が必要となります。
- ・PSS 単体で利用することはできません。
- ・PSS の提供に 1 契約ごとに申し込みが必要となります。

B PSS の料金及び内容

<u>区分</u>	<u>料金</u>	<u>内容</u>
<u>CRM・SFA連携設定代行</u>	<u>50,000円（税込55,000円） ／回</u>	<u>CRM・SFA連携機能の初期設定を契約者に代わり当社が行うもの。</u>

C 完了通知

- ・当社は PSS の提供が完了した場合、その旨を契約者に通知します。契約者は当社から契約者への通知が完了したときから 5 営業日以内に確認検査を行うものとします。当社から契約者への通知が完了したときから 5 営業日以内に契約者から当社に対して確認検査の結果の通知がない場合、確認検査が完了したものとみなします。
- ・契約者による確認検査の結果、申込内容と相違が確認された場合は、契約者は完了通知から 5 営業日以内に当社にその事実を申告し、当社は速やかに修補を行うものとします。

	<u>D 免責</u> <u>・PSS の提供内容に基づき実施される設定措置により、契約者が期待する効果、成果又は結果が得られることを保証しません。また、当社は、PSS について完成責任を負うものではなく、完了通知に定める場合を除き、修補その他の義務を負わないものとします。</u>
	docomo business ANCAR サービス利用規約 共通編 <u>附則(令和 8 年 9 月 21 日 CAS1サ 000400012476-01 号)</u> <u>この改正規定は、令和 8 年9月 30 日から実施します。</u>